

公金受取口座登録制度の概要

※一部、国資料より引用

公金受取口座登録制度は、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公金受取口座として、国（デジタル庁）に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付手続等において、これを活用する制度です。当該制度により、住民は、事前に公金受取口座を登録しておくことで、個別の給付金等の申請手続において、手続の都度、口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要となるとともに、当該申請手続を受ける行政機関等は、個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携により、住民が事前登録した上で国において一定の確認を行った公金受取口座情報を入手することが可能となります。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

公金受取口座を活用した給付までの流れ

